第１４号様式（第１２条関係）

匝瑳市環指令第８７号の９
令和７年３月１７日

有限会社　エーエムティー
取締役　信太　裕介　　様

匝瑳市長　宮内　康幸　印

一般廃棄物処理業許可証

令和７年２月２７日付けで申請があった一般廃棄物（収集運搬業）については、匝瑳市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１２条の規定により、下記のとおり許可します。

記

１　許可番号　　匝瑳市　第２号
２　許可期間　　令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで
３　営業の区域　　匝瑳市内
４　取扱廃棄物の種類　　一般廃棄物
５　業務内容　　一般廃棄物収集運搬業
６　許可条件

（１）　一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車」という。）に原則として１台につき２人以上の乗務員を配置すること。

（２）　運搬車を一般廃棄物の収集運搬の用途に供するほか、他の用途に供してはならないこと。

（３）　市長の指示に従い運搬車の標識及び標示を掲示すること。

（４）　運搬車は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。

（５）　許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならないこと。

（６）　収集した一般廃棄物は、市長が指定した場所に搬入し、１か月ごとに一般廃棄物収集運搬実績表（第１１号様式）を提出し、併せて振込領収書の写しを添付すること。

（７）　積替・保管を行わなければならない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第３条第１号へからヌまでに定めるところにより行わなければならない。

（８）　その他業務の遂行に当たっては、市長の指示に従うこと。